

平成 29 年 10 月 26 日（木）

平成 29 年第 3 回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会

会 議 録

岸和田市貝塚市清掃施設組合

平成29年第3回岸和田市貝塚市 清掃施設組合議会定例会議事日程

〔平成29年10月26日（木）〕
午後1時30分 開 議 〕

- | | | |
|-----|-------|-------------------------------------|
| 第 1 | | 会期決定について |
| 第 2 | 認定第1号 | 平成28年度岸和田市貝塚市清掃施設組合決算認定を求める
について |
| 第 3 | 議案第6号 | 岸和田市貝塚市清掃施設組合個人情報保護条例の制定につ
いて |
| 第 4 | 議案第7号 | 岸和田市貝塚市清掃施設組合情報公開条例の制定について |
| 第 5 | 議案第8号 | 岸和田市貝塚市清掃施設組合附属機関条例の制定について |
| 第 6 | 議案第9号 | 特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正
について |

出席議員（13名）

1番	井	上	源	次	2番	井	上	博
4番	澤	田	和	代	5番	反	甫	旭
6番	西	田	武	史	7番	松	本	妙子
8番		南	加	代子	9番	牛	尾	治朗
10番	川	岸	貞	利	11番	阪	口	勇
12番	田	畑	庄	司	13番	中	山	敏数
14番	真	利	一	朗				

欠席議員（1名）

3番 河合馨

出席議事説明員

管理者	信	貴	芳	則	副管理者	藤	原	龍	男
理事	根	耒	喜	之	理事	砂	川	豊	和
会計管理者	黒	石	忠	志					
事務局長	松	本	英	則	事務局次長	樽	谷	修	一
総務課長	上	村	昌	生	環境技術課長	小	南	和	巳
幹事	大	西	吉	之助	幹事	藤	原	康	成
幹事	赤	井	敏	明	幹事	文	野	清	人
幹事	西	田	淳	一	幹事	茶	谷	幸	典
幹事	谷	藤		健	幹事	稻	田	隆	

午後 1 時35分開会

○真利一朗議長

ただいまから、平成29年第 3 回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会を開会いたします。

まず、議員出席状況を事務局からご報告させます。

○事務局

議員出席状況についてご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は13名でございます。なお、河合議員より病気療養のため欠席される旨の届けがありました。

以上で報告を終わります。

○真利一朗議長

ただいまの報告のとおり、出席議員13名をもちまして、会議は成立いたしておりますので、これより本日の会議を開きます。

次に、本日の会議録署名者を、施設組合議会議規則第101条の規定により、私から、6番西田武史議員、7番松本妙子議員を指名いたします。

次に、本定例会における議事説明員は、お手元にご配付しておりますとおりでありますので、ご報告いたします。

これより日程に入ります。

日程第 1、会期決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日の 1 日といたしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○真利一朗議長

ご異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は 1 日に決定いたしました。

次に、平成29年 4 月分から 8 月分までの 5 カ月分の例月出納検査結果報告につきましては、さきに議員各位にご送付いたしておりますとおりであります。

本件について質疑のある方は発言を願います。

〔「なし」の声あり〕

○真利一朗議長

ないようですので、本報告を終わります。

次に、日程第 2、認定第 1 号平成28年度岸和田市貝塚市清掃施設組合決算認定を求めるについてを議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。信貴芳則管理者。

○信貴芳則管理者

ただいま上程の認定第 1 号平成28年度岸和田市貝塚市清掃施設組合決算認定を求めるにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。

平成28年度一般会計の決算につきましては、地方自治法第233条第 2 項の規定により、監査委員の方々にその内容についてご審査をお願いいたしましたところ、慎重なご審査を賜り、このたび、審査意見をつけて議会の認定に付した次第であります。

平成28年度一般会計の歳入決算額41億7,565万3,157円に対しまして、歳出決算額が41億4,495万3,217円でありましたので、歳入歳出差引額が3,069万9,940円であります。

決算内容につきまして、まず歳入からご説明申し上げます。決算額は41億7,565万3,157円となり、予算現額に対しまして 3 億8,214万7,843円の減収となっております。減収となりました主なものは、分担金の 5 億5,080万円であります。対しまして、増収となりました主なものは、繰越金の5,840万9,731円、諸収入の 1 億2,979万6,906円であります。

次に、歳出であります。決算額は41億4,495万3,217円になり、予算現額に対しまして 4 億1,284万7,783円の不用額が生じております。不用額が生じた主なものは、総務費の 4 億505万5,013円でありまして、主に工事請負費の差金によるものとなっております。

以上、一般会計の決算の概要をご説明申し上げますが、決算書のほか、実質収支に関する調書、決算事項別明細書、財産に関する調書、決算に関する資料を提出いたしておりますので、何とぞよろしくご審議の上、認定賜りますようお願い申し

上げます。

なお、決算の詳細につきましては事務局長から説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○真利一朗議長

次に、補足説明を求めます。松本英則事務局長。

○松本英則事務局長

それでは、認定第1号平成28年度岸和田市貝塚市清掃施設組合一般会計決算認定を求めるについての補足説明をさせていただきます。

決算書9ページをお願いいたします。実質収支に関する調書からご説明申し上げます。

歳入総額41億7,565万3千円に対しまして、歳出総額41億4,495万3千円で、歳入歳出差引額が3,070万円となり、実質収支額は3,070万円でございます。

次に、歳入の明細について、収入済額の欄を中心に申し上げます。

12ページ、13ページをお願いいたします。

第1款分担金の収入済額は31億6,100万円で、前年度と比べ1億6,200万円、5.4%の増加でございます。両市の負担割合は、2割を均等割、8割を人口割で算出しておりまして、岸和田市64.984%、貝塚市35.016%となっております。この結果、13ページ備考欄上から4行目に記載のとおり、岸和田市が20億5,414万4,240円、貝塚市が11億685万5,760円でございます。

次に、第2款使用料及び手数料の収入済額は2億5,238万480円で、前年度と比べ841万2,050円、3.2%の減少でございます。第1項使用料でございますが、主なものは、備考欄中ほどの附属洗車場使用料の134万3,310円でございます。

次に、第2項手数料でございますが、その内訳は、廃棄物の処分手数料で2億5,064万1,310円でございます。

次に、第3款繰越金は5,841万731円でございます。

14ページ、15ページをお願いいたします。

次に、第4款諸収入の収入済額は4億4,831万2,906円ございまして、その主な内訳は、15ペ

ージ備考欄上から4行目、金属類等売払収入4,195万5,675円、電力売払収入3億9,863万3,003円でございます。

第5款組合債の収入済額は2億5,540万円で、前年度と比べ5,240万円、25.8%の増加でございます。その主なものは、備考欄中ほど、ごみ処理施設増設事業債でございます。

以上、合わせまして、最下段の歳入合計は41億7,565万3,157円で、前年度と比べ1,202万1,524円の減少でございます。

続きまして、歳出の明細についてご説明申し上げます。

16ページ、17ページをお願いいたします。

第1款議会費は、予算現額427万円に対しまして、支出済額266万2,738円で、不用額は160万7,262円でございます。

次に、第2款総務費は、予算現額21億6,576万3千円に対しまして、支出済額17億6,070万7,987円、不用額は4億505万5,013円でございます。

第1項総務費につきましては、予算現額2億963万6千円に対しまして、支出済額は1億8,865万2,082円でございます。不用額は2,098万3,918円でございます。

第1目一般管理費の支出済額は1億8,348万447円でございます。その内訳は、事業別区分欄、職員給与費1億7,150万5,726円及び18ページの事業別区分欄の清掃組合管理事務事業1,197万4,721円でございます。

第2目総務管理費の支出済額は492万4,515円で、その内訳は、18ページ事業別区分欄、リサイクル啓発事務事業で、3Rの推進事業、岸和田・貝塚3Rふれあいフェア開催や地方公会計システムの導入に要したものでございます。

20ページ、21ページをお願いいたします。

第3目公平委員会費の支出済額は6万3千円で、公平委員報酬でございます。

第4目監査委員費の支出済額は18万4,120円で、委員報酬及び事務費でございます。

次に、第2項施設費第1目施設管理費についま

しては、予算現額19億5,612万7千円に対しまして、支出済額は15億7,205万5,905円で、不用額は3億8,407万1,095円でございます。

その内訳を事業別に説明いたします。

まず、施設管理運営事業ですが、支出済額8億8,878万333円でございます。これはクリーンセンターの運転管理に要する支出です。主な内訳は、クリーンセンターの排ガス・排水処理に必要な薬品類、設備の経年劣化に伴い交換する消耗品購入費やクリーンセンターの電気・上下水道料金などの需用費2億209万2,002円と、クリーンセンターの運転管理や焼却灰の運搬・処分などの委託料6億8,373万1,437円でございます。

22ページ、23ページをお願いいたします。

大阪湾圏域広域処理場整備事業ですが、支出済額276万6千円となっております。これは、いわゆるフェニックス事業に係る施設維持管理業務委託料でございます。

次に、クリーンセンター維持補修事業ですが、支出済額6億7,390万4,292円です。これは施設維持に要する支出で、その主なものは、定期点検整備工事、排水処理設備定期点検整備工事等に係る工事請負費4億5,081万5,760円でございます。これらの工事に伴う原材料費1億7,162万184円でございます。

次に、第3款公債費は、支出済額23億8,158万2,492円です。クリーンセンター建設に伴う土地、建物、設備に要した費用及びフェニックス計画による事業の起債の元金償還及び利子でございます。その内訳は、長期債元金償還事業に22億5,784万8,028円、長期債利子償還事業に1億2,373万4,464円でございます。

次に、第4款予備費でございますが、当初予算300万円に対しまして、予備費充当額はございません。

以上、歳出合計は、予算現額45億5,780万1千円に対しまして、支出済額41億4,495万3,217円、不用額は4億1,284万7,783円でございます。

不用額の主なものはクリーンセンターの管理運

転に係る委託料8,574万5,563円、維持補修に係る工事請負費1億7,471万7,240円でございます。

続きまして、財産に関する調書をご説明いたします。

26ページ、27ページをお願いいたします。

公有財産、土地及び建物でございますが、土地は14万2,337.09平方メートルで、建物は5万3,863.98平方メートルと、前年度と変更はございません。

次に、28ページをお願いいたします。

重要物品調書でございます。取得価格が50万円以上の物品を掲載しております。机・卓子類が2台増、箱類が1台増、事務用機器具類が8台増、計器類が24台増、機械類が1,540台増、工具類が10台増、車両類が1台増、標本模型類が9台増、雑具類が8台増で、総数といたしましては1,603台の増の1,668台となっております。

重要物品が大幅に増えた要因といたしましては、従来、物品購入費で購入したものをカウントしていたんですけれども、平成27年1月23日付の総務大臣通知により、全ての公共団体に導入指導のあった統一的な基準による地方公会計、俗に言う新地方公会計制度に基づき、固定資産台帳を整備しなければならなくなり、この平成28年度決算から、この台帳をもとに重要物品を拾い出しをしたものでございます。

具体的に一例を申し上げますと、皆様もご存じの焼却棟にございますクレーンの場合では、クレーン本体は2台でございますけれども、これを今回の制度に基づいてカウントいたしますと、バケットが予備を含めて3個、またクレーン操作装置など合わせて合計8個とカウントされます。その他でも、クリーンセンター工場内で使用されておりますポンプをカウントするだけでも、合計191個となっております。

このように、工場にある機械についても、地方公会計制度では機械ごとに詳細に数えるようになったため、物品の数が大幅に多くなってきております。なお、今後の重要物品調書につき

ましては、この固定資産台帳をもとに管理していくこととなります。

説明は以上でございます。何とぞよろしくお願い申し上げます。

○真利一朗議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。10番川岸貞利議員。

○10番 川岸貞利議員

15ページの諸収入の中の電力売払収入に関してお尋ねします。

まず、平成28年度の稼働実績の資料を見ますと、ごみ量が約1,400トン減っているにもかかわらず、発電量が昨年より若干増えておるんですけども、この要因というのは、どのようなお考えなのかお尋ねします。

○真利一朗議長

小南環境技術課長。

○小南和巳環境技術課長

今、お尋ねの処理量が若干、確かに減っております。ただ、発電量が少しアップしているというのが、最近私らも非常に着目している点なんですけれども、ここ二、三年、ごみ質の変化がめまぐるしく変わってきております。一例をあげますと、主に廃プラスチック、お隣、中国のほうで従前は廃家電とかそういった電化製品についていたプラスチック類等々の受け入れがなくなってきたというようなことの情報もお聞きしております。ですので、私ら、年間、毎月ごみ分析をしている中でも、一昨年ぐらいからは顕著にプラの含有量が増えてきているということでございます。その結果で、ごみの量は少なくとも発電量がアップしているということでございます。

以上です。

○真利一朗議長

10番川岸貞利議員。

○10番 川岸貞利議員

多分、カロリーの高いごみ質しか、ちょっと私も考えられなかったもので、参考までにお尋ねしました。売電収入は約5,000万円ぐらい減少してい

るんですけども、資料の中に単価の下落というふうに説明があるんですけども、単価の変動というのはどれぐらいになるか、教えてください。

○真利一朗議長

上村総務課長。

○上村昌生総務課長

ちょっと売電の関係の単価というのが1つじゃないのであれなんですけど、まず報告させていただきますと、平成27年度のバイオ単価というのが、23.43円から21.01円、これはキロワット時の単位です。昼の電力量の関係の分で売電が14.3円から9.56円に変わっています。夜の電力量は12.16円から9.32円で、重負荷電力量、これは夏の、電力をよく使うときの特別な単価なんですけども、これが平成27年度では18.4円から11.79円に下がっております。

以上です。

○真利一朗議長

10番川岸貞利議員。

○10番 川岸貞利議員

わかりました。売電の契約については、今まで一番、最も組合として効率のよい単価、あるいはその複数年の契約も含めてされておったと思うんですけども、変動性の単価でなしに、一定の単価というのは、ほかの電力会社も含めて状況的にはどうなんでしょうか。もしわからなければ、今の契約の内容を若干ちょっと説明いただいたらと思います。

○真利一朗議長

小南環境技術課長。

○小南和巳環境技術課長

電力の売電の契約のことでご質問でございますが、ただいま、契約といたしましては単年度契約でございます。契約の方法といたしましては、FIT法と申します。要は、バイオ比率、ごみ中の燃料となるバイオ比率分の電力の買い取り制度でございますが、こちらのほうが施設竣工から20年ですので、今、私ども12年目に入ってきております。この間はこの制度ですと、単年度契約は、単

年度入札を繰り返していかざるを得ないというところで、電力需要、この単価、先ほども単価のほうでも説明させていただいておりますが、一定、一時期をピークに単価が若干下がり傾向にあり、もう1点が、今、FIT法という中で、ごみ質のバイオ比率分に対する国の買い取り制度でございますので、先ほども申しましたプラ、ごみの中の石油由来物についての分が、買い取りのほうからは考慮されないということで、例えば木質や紙とか、こういう自然由来物に値する分の電気の買い取りということの2面から、電気の買い取り価格のほう下落してきておるということでございます。

以上です。

○真利一朗議長

川岸議員。

○10番 川岸貞利議員

以前、今、単年度契約とおっしゃられたんですけども、やはり率のよい契約となれば、複数年もやむなしかなというふうに思うわけですけども、その辺のは調査していただきたいと思っておりますけども、今、入札というのは何者で入札したんでしょうか。例えば、関電さんはもちろんですけども、大ガスさんとかいろいろ業者あると思うんです。要は、2者以上でやったという理解でよろしいですか。

○真利一朗議長

小南環境技術課長。

○小南和巳環境技術課長

何者、3者だったと思います。入札に、実際に札入れに参加されたのは3者ということで、今年度は。

以上です。

○真利一朗議長

ほかにありませんか。2番井上 博議員。

○2番 井上 博議員

22ページ、23ページの公債費についてお聞きします。

この部分で公債の償還の部分が22億5,784万8

千円、それに対して利子が1億2,373万4千円ということになってはいますが、これを見ていると大体、最初のころに借りた金利というのが5%であると思うんですね。まず、それを1つ、今、現在借りていて償還している分の金利の額を、金利の%を教えてくださいということと、それと先ほどの財政計画、こちらのほうで、これからあと二十何億と借りてきてとなるんですけど、この部分の金利というのは何%ぐらいを予定しているのか、ちょっと教えてください。

○真利一朗議長

答弁願います。

暫時休憩します。

午後2時03分休憩

午後2時04分再開

○真利一朗議長

休憩前に引き続き、会議を再開します。上村総務課長。

○上村昌生総務課長

大変申しわけございませんでした。一応、金利のほうは最大で2%で借りております。財政計画上は1%で見込んでおります。

○真利一朗議長

井上 博議員。

○2番 井上 博議員

利子及び割引料1億2,734万円、これを22億5,700万円で割れば5%になるんですけど、今の言っている2%というのはちょっと解せませんね。単純計算ですよ。

○真利一朗議長

答弁大丈夫ですか、いいですか。上村総務課長。

○上村昌生総務課長

計算上、一概にその残りの額を、利子の分を割るというだけで出てくるものではないので、それぞれに借りた分で利子がかかってくるのと、それに年数がかかってくるので、こういう状況になってきております。

○真利一朗議長

2番井上博議員。

○2番井上博議員

申しわけないんですけども、この部分の償還の
明細をできればご提出いただけますでしょうか。

○真利一朗議長

上村総務課長。

○上村昌生総務課長

提出はただいまでしょうか。後日でよろしいで
しょうか。

○2番井上博議員

後日で結構です。

○真利一朗議長

上村課長。

○上村昌生総務課長

では、後日提出させていただきます。

○真利一朗議長

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○真利一朗議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○真利一朗議長

討論なしと認めます。

これより認定第1号を採決いたします。

本決算はこれを認定することに決しましてご異
議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○真利一朗議長

ご異議なしと認めます。よって、平成28年度決
算は認定されました。

次に、日程第3、議案第6号岸和田市貝塚市清
掃施設組合個人情報保護条例の制定についてから
日程第6、議案第9号特別職の職員の報酬及び費
用弁償に関する条例の一部改正についてまでの4
件を一括して議題といたします。

本件に対する提案理由の説明を求めます。信貴
芳則管理者。

○信貴芳則管理者

ただいま上程の議案第6号岸和田市貝塚市清掃
施設組合個人情報保護条例の制定から議案第9号
特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部改正までの4件につきまして、一括して提案
理由をご説明申し上げます。

議案第6号の個人情報保護条例の制定及び議案
第7号の情報公開条例の制定につきましては、こ
れまで岸和田市貝塚市清掃施設組合では、岸和田
市の条例に準ずる形で運用をし、情報公開等も行
ってまいりましたが、今回、当組合においても条
例等を制定し、所要の整備を図ろうとするもので
あります。

また、議案第8号の附属機関の条例の制定につ
きましては、個人情報保護条例第31条及び情報公
開条例第20条に規定する審査会を設置しようとす
るものであり、議案第9号の特別職の職員の報酬
及び費用弁償に関する条例の一部改正につきまし
ては、それに伴う審査会の委員の報酬額を定めよ
うとするものであります。

なお、各議案の詳細につきましては、事務局長
から説明させますので、よろしくようお願い申し
上げます。

○真利一朗議長

次に、補足説明を求めます。松本英則事務局長。

○松本英則事務局長

それでは、議案第6号岸和田市貝塚市清掃施設
組合個人情報保護条例の制定についてから議案第
9号特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条
例の一部改正についてまでの4件につきまして、
補足説明をさせていただきます。

平成29年第3回組合議会定例会議案の5ページ
をお願いいたします。

まず、議案第6号岸和田市貝塚市清掃施設組合
個人情報保護条例の制定についてご説明を申し上
げます。

第1章総則の第1条では、この条例の目的を記
載し、個人の権利利益の保護と組合行政の公正で
適正な運営を図ることを目的としており、第2条

で、この条例における用語の定義を定め、6ページの第3条から第5条までで、この条例の趣旨に沿った運用を図れるよう実施機関、市民、事業者、それぞれの責務について定めております。

次に、第2章実施機関が取り扱う個人情報の保護におきましては、まず第1節の第6条から9ページの第14条までで、条例の目的に沿った個人情報の取り扱いの原則を規定しております。

次に、10ページの第2節の第15条から15ページの第28条までで、自己に関する情報管理権を保障するための開示、訂正、利用停止、消去及び提供の停止の請求について規定をしております。そのうち、第15条から13ページの第23条までで、開示請求に対して規定をしております。

次に、15ページの第3節の第29条、第30条で、開示請求または訂正等の請求に対する決定に係る救済手続、個人情報の取り扱いに関する苦情処理について規定をしております。

次に、16ページの第3章事業者が取り扱う個人情報の保護、第31条から第33条までにおきましては、民間業者における個人情報保護について規定をしております。

次に、同じく16ページの第4章審査会における審議等、第34条から18ページの第38条までにおきましては、その制度の公正かつ適正な運用を確保するため、第三者的立場から審査する機関として設けています個人情報保護審査会に関して規定をしております。

次に、18ページの第5章補則、第39条から19ページの第43条までにおきましては、写し等の交付を受ける場合、費用の規定、他の制度との調整等に関して条例の一部の規定が不適用となる規定、この制度を統一的に運用するための管理者の調整権及びこの制度の運用状況の公表につきまして規定をしております。

次に、19ページ第6章罰則におきましては、この条例に違反があった場合、罰則を規定しております。

20ページの附則におきましては、第1項でこの

施行期日を第6条第4項の目録の整備等のため、平成30年4月1日施行としております。ただし、審査会に関する規定につきましては、整備に係る審査等もあるため、平成29年11月1日施行としております。第2項につきましては、条例施行の前の取り扱い、みなし規定であり、第3項につきましては、先ほど説明いたしました帳簿等を、既に個人情報等を取り扱っている事務は、条例施行後速やかに届け出る規定でございます。

続きまして議案第7号岸和田市貝塚市清掃施設組合情報公開条例の制定について、ご説明申し上げます。

22ページをお願いいたします。

第1章総則の第1条で、この条例の目的を記載し、組合の保有する情報の一層の公開を図り、組合行政の公正な運営及び透明性の確保と市民参加による行政の一層の推進を図ることを目的としております。第2条では、この条例における用語の定義を定め、23ページの第3条、第4条で、この条例の趣旨に沿った運用を図れるよう、実施機関、利用者、それぞれの責務について定めております。

次に、第2章行政文書の公開及び救済手続等の第5条から28ページの第16条までにおきましては、行政文書の公開に関する具体的事項や手続、方法等につきまして規定をしております。

次に、第3章情報公開の総合的推進の第17条、第18条におきましては、ただいまの第2章に定める情報公開制度に加え、広義的な情報公開の推進と総合的な情報管理体制の整備についての責務、また、公開請求者に対する利便の供与をうたっております。

次に、第4章審査会における審議等の29ページ第19条から30ページ第23条までにおきましては、情報公開審査会に関することを規定しております。

次に、31ページの第5章その他の第24条から第29条におきましては、文書の適正管理、一般利用に供するため検索に必要な文書目録を作成、この制度を統一的に運用するための管理者の調整権、この制度の運用状況の公表及び他の制度との調整

等に関する条例の一部規定の不適用の規定につきまして規定をしております。

同じく31ページの附則につきましては、第1項でこの条例の施行日期日を個人情報保護条例と同様に、平成30年4月1日施行としております。ただし、審査会に関する規定につきましては、これも個人情報保護条例と同様に、平成29年11月1日施行としております。第2項から第4項までにつきましては、施行日前の行政文書の取り扱いを規定しております。

続きまして、議案第8号岸和田市貝塚市清掃施設組合附属機関条例の制定について、ご説明申し上げます。

34ページをお願いいたします。

これは、ただいまご説明いたしました個人情報保護条例、情報公開条例に基づきます審査会、行政不服審査法に基づきます審査会及び議会の議員その他非常勤職員の公務災害補償に関する条例に基づきます委員会、審査会を、組合の附属機関として設置しようとするものでございます。

続きまして、議案第9号特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明申し上げます。

37ページをお願いいたします。

今回の条例改正につきましては、先ほど議案第8号でご説明いたしました附属機関の委員報酬を規定しており、いずれの委員報酬も日額9千円と定めております。あわせまして、これまで第2条で記載しておりました報酬額につきましても、別表としてわかりやすく表記することで改正をしております。

説明は以上でございます。何とぞよろしく願いいたします。

○真利一朗議長

ただいまの提案理由の説明に対する質疑に入ります。質疑はありますか。

○2番 井上 博議員

何遍も済みません。

○真利一朗議長

2番井上 博議員。

○2番 井上 博議員

2点ほどお聞きします。先ほど、事務局長は、16ページ、17ページの審査会における審議等というところで、第34条審査会を置くの中で、審査会の委員を第三者によるという発言がありました。第三者によるということは、いわゆる学識経験者とか市民代表とかということであって、いわゆる議員それと職員というものは除くという見解でよろしいのでしょうか。これがまず1点。それともう一つ、36ページ、37ページのところの特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正の、報酬はわかるんですけど費用弁償については、ここには記載されておられません。これは、従来と同じ費用弁償の方法ということだと思んですけども、この費用弁償というのは、中身はどのようになっているのか、ここには載っておられませんので、ちょっと読み上げていただけたらありがたいんですけども、この2点です。

○真利一朗議長

ご答弁願います。上村総務課長。

○上村昌生総務課長

お答えします。

ただいま、井上議員からご質問あった1番目の審査会の委員の関係ですけれども、第三者の、当然、内部の人間じゃなくて外部の人間ということで予定しております。

○真利一朗議長

井上議員。

○2番 井上 博議員

ということは、学識経験者とか市民とか、いわゆる議員でもないわけですよ。そういう理解でよろしいのでしょうか。

○真利一朗議長

上村総務課長。

○上村昌生総務課長

はい、そのとおりでございます。

○真利一朗議長

2番井上 博議員。

○2番 井上 博議員

そうなってくると、費用弁償、これはいわゆる交通費のことなんですけども、例えば大学の先生とか専門職の人を呼ぶということになってくると、遠くのほうから来ていただかないといけないと。私も、昔やっていてよくわかったんですけども、費用弁償の項がなかったときは、9千円の報酬だけで終わりやったということがありまして、大変失礼なことをしたんですけども、この費用弁償というのはどのような中身になっているのか、ちょっと教えてください。

○真利一朗議長

上村総務課長。

○上村昌生総務課長

お答えします。

今、井上議員もおっしゃられていたんですけども、今回の委員の関係については、ただいま上程しています議案第9号の9千円のみということで、もし交通費がかかったとしても、これで行っていただくという形になっております。

以上です。

○真利一朗議長

2番井上 博議員。

○2番 井上 博議員

いや、報酬が9千円というのはわかるんですよ。だから費用弁償と書いてあるこの費用弁償の中身がわからないから、どういう内容になっているのかなということでお答えいただきたい。いわゆる条例の別表というのを読み上げていただくだけで結構ですから。

○真利一朗議長

ご答弁願います。上村総務課長。

○上村昌生総務課長

お答えします。

大変申しわけございませんでした。費用弁償、第5条ですが、特別職の職員が公務のために旅行したときは、その他費用弁償として旅費を支給する。第2項、前項の旅費の額及び支給方法は管理者及び副管理者並びに議員については、岸和田市

の特別職の職員で常勤の者の例によるものとし、幹事については岸和田市の一般職の職員の例によるものとし、その他特別職の職員については、岸和田市の特別職の職員で非常勤の者の例によるものとするとなっております。

済みません、申しわけございませんでした。

○2番 井上 博議員

はい、結構です。

○真利一朗議長

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○真利一朗議長

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○真利一朗議長

討論なしと認めます。

これより議案第6号から議案第9号までを一括して採決いたします。

本各件は原案のとおり可とすることに決ましてご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○真利一朗議長

ご異議なしと認めます。よって、本各件は原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議案第6号第2条第6号における情報公開条例の引用による条例番号の空欄箇所及び議案第7号第28条第1項における個人情報保護条例の引用による条例番号の空欄箇所等、議決に伴い整理の要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○真利一朗議長

ご異議なしと認めます。よって、整理を必要とする部分については、議長に委任することに決しました。

以上をもちまして、本定例会の日程は全て終了

いたしました。

各案件につきまして慎重にご審議賜り、厚く御礼を申し上げます。

これもちまして、平成29年第3回岸和田市貝塚市清掃施設組合議会定例会を閉会いたします。

お疲れさまでございました。

午後2時25分閉会